

## 令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、売上げの急減に直面し事業所の固定費（光熱水費）の負担が特に重くなっている現状に鑑み、緊急的に支援するため、城里町内の事業者に対し、予算の範囲内において、令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金（以下、「給付金」という。）を交付するため、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 この給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者及び小規模企業者。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。
  - (2) 城里町内に事業所を有する者。ただし、仮設、臨時の事業所その他の設置が恒常的でない事業所を除く。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月から令和3年3月までの間に、次のいずれかに該当することとなった者
    - ア 任意の1月（以下「対象月」という。）の売上高が、前年の対象月の売上高と比較して50%以上減少している者
    - イ 任意の連続する2月（以下「対象期間」という。）の売上高の合計が、前年の対象期間の売上高の合計と比較して25%以上減少している者
  - (4) 交付申請の時点において、個人の町民税（城里町税条例（平成17年城里町条例第49号）第45条各項の規定により、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の町民税、固定資産税及び軽自動車税（以下「町税等」という。）の滞納がない者
  - (5) 交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有している者
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等でない者
  - (7) いばらきアマビエちゃん（茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又は蔓延防止の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年茨城県条例第46号）第5条の規定による特定システムをいう。以下同じ。）に登録し、当該システムの登録時に発行された感染防止対策宣誓書に記載されている感染症対策に取り組んでいる者
- 2 第1項第3号アの規定において、令和元年10月以降に創業を開始した者については、前年の対象月の売上高を、創業した月から令和2年9月までの期間の月平均の売上高と読み替えるものとする。

- 3 第1項第3号アの規定において、天災その他やむを得ない事由により前年の対象月と比較することができない者においては、前年の対象月の売上高を前々年の対象月の売上高と読み替えるものとする。
- 4 第1項第3号アの規定において、令和2年2月または令和2年3月に既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、前年の対象月と比較することができない者においては、前年の対象月を前々年の対象月の売上高と読み替えるものとする。
- 5 第1項第3号イの規定において、令和元年10月以降に創業を開始した者については、前年の対象期間の合計の売上高を、創業した月から令和2年9月までの期間の月平均の売上高に2を乗じた額と読み替えるものとする。
- 6 第1項第3号イの規定において、天災その他やむを得ない事由により前年の対象期間と比較することができない者においては、前年の対象期間の合計の売上高を前々年の対象期間の売上高と読み替えるものとする。
- 7 第1項第3号イの規定において、令和2年2月又は令和3年3月に、既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、前年の対象期間と比較することができない者においては、前年の対象期間を前々年の対象期間の売上高と読み替えるものとする。

(交付対象経費)

第3条 給付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、事務所に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 上下水道の使用料
- (2) 電気の使用料
- (3) ガスの使用料

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、令和2年10月分から令和3年3月分までに町内の事業所にて使用した交付対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額とし、200万円を超えない額とする。

- 2 第1項の規定において、居宅と兼用する事業所にあつては、事業に供している部分のみを対象とする。ただし、居宅と兼用する事業所で、その内訳が明らかでない場合は、交付対象経費の合計額に2分の1を乗じた額とする。
- 3 前2項の規定により得た額に1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 町内に事業所があることがわかる書類
- (2) 対象月または対象期間の売上高がわかる書類（売上台帳など）
- (3) 前年の対象月または対象期間の売上高がわかる書類（売上台帳など）
- (4) 令和2年10月分から令和3年3月分までに町内の事業所にて使用した交付対象経費を支払ったことがわかる書類（領収書など）
- (5) 町税等に未納がないことを証する書類
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) いばらきアマビエちゃん感染防止対策宣誓書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項第5号において、天災その他やむを得ない事由により納付期限の猶予等を受けている者については、交付対象経費を支払ったことがわかる書類（領収書など）を交付対象経費の金額がわかる書類（納入通知書など）に読み替えるものとする。
- 3 第2条第2項及び同条第5項に該当する者においては、前項の添付書類に加え、創業時期が確認できる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
- 4 第2条第3項及び同条第6項に該当する者においては、前項の添付書類に加え、天災その他やむを得ない事由を確認できる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（申請期間）

第6条 この給付金の申請期間は、この告示の施行の日から令和3年6月30日までとする。

（交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに交付金の交付の可否を決定し、令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金交付決定通知書（様式第3号）又は令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（給付金の請求）

第8条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者は、給付金の交付を請求しようとするときは、令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（給付金の交付）

第9条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに給付金を交付するものとする。

（給付金等の取り消し又は減額）

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した給付金の全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) この告示又はこの告示に基づく町長の指示に違反したとき。
- (3) その他町長が返還が相当であると認める事由があったとき。

（実績報告）

第11条 規則第14条の規定による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（有効期限）

- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

- 3 この告示の失効の日以前に交付決定を受けた者に係る第10条の規定は、同日後もなおその効力を有する。